

# 刈谷市工事請負業者選定要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、刈谷市業者選定審査会規程（昭和54年訓令第1号）第2条第1号に定める入札業者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

## (指名基準)

**第2条** 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の種類ごとに、設計金額に対応する総合数値の指名基準を別表第1のとおり定めるものとする。

## (発注基準)

**第3条** 指名競争入札に参加させる指名業者数の発注基準を別表第2のとおり定めるものとする。

## (建設業者の選定)

**第4条** 建設業者を選定しようとするときは、刈谷市建設工事等入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）及び総合数値算定要領に基づき、算定された建設業者の名簿の中から選定するものとする。

- 2 建設業者については、別表第1の総合数値に対応する業者のなかから選定するものとする。ただし、指名業者数が別表第2発注基準の業者数に満たない場合その他必要がある場合においては、設計金額の直近下位の業者から選定することができる。
- 3 建設業者の選定は、次の各号に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 資格審査の基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査の基準日以降における経営状況
- (3) 資格審査の基準日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 資格審査の基準日以降における安全管理の状況
- (8) 資格審査の基準日以降における労働福祉の状況

## (選定の特例)

**第5条** 次の各号に該当する場合は、指名基準及び発注基準にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要がある工事
- (2) 特定の機械又は技術を必要とする工事
- (3) 特別の理由があり、やむを得ないと市長が認めた工事

## (建設業者以外の選定)

**第6条** 測量・調査・設計・監理業者、工事用物件業者等の選定は、資格審査に基づき、次の各号に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 資格審査の基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 資格審査の基準日以降における経営状況
- (3) 資本金、従業員数及び業務実績高
- (4) 当該業務に対する地理的条件
- (5) 手持ち業務の状況
- (6) 当該業務における技術的適性
- (7) 資格審査の基準日以降における安全管理の状況
- (8) 資格審査の基準日以降における労働福祉の状況

(指名選定除外)

**第7条** 資格審査を受けた業者で刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条及び第8条並びに刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第4条第1項の規定に該当する者は、指名業者から除外するものとする。

(雑則)

**第8条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、刈谷市業者選定審査会において定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(刈谷市工事請負業者選定要領の廃止)

- 2 刈谷市工事請負業者選定要領（昭和60年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

## 指名基準

工事の種類	設計金額	総合数値
土木一式工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上4億円未満	850以上
	4億円以上	工事毎に設定
建築一式工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上4億円未満	800以上
	4億円以上	工事毎に設定
電気工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上2億円未満	750以上
	2億円以上	工事毎に設定
管工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上2億円未満	750以上
	2億円以上	工事毎に設定
造園工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上2億円未満	750以上
	2億円以上	工事毎に設定
水道施設工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上2億円未満	750以上
	2億円以上	工事毎に設定
舗装工事	300万円未満	制限なし
	300万円以上2,500万円未満	600以上
	2,500万円以上1億円未満	700以上
	1億円以上2億円未満	750以上
	2億円以上	工事毎に設定
上記以外の工事	すべての金額	工事毎に設定

別表第2(第3条関係)

発注基準

	1,000万円未満	5人以上
1,000万円以上	2,500万円未満	7人以上
2,500万円以上	5,000万円未満	9人以上
5,000万円以上	1億円未満	11人以上
1億円以上		13人以上